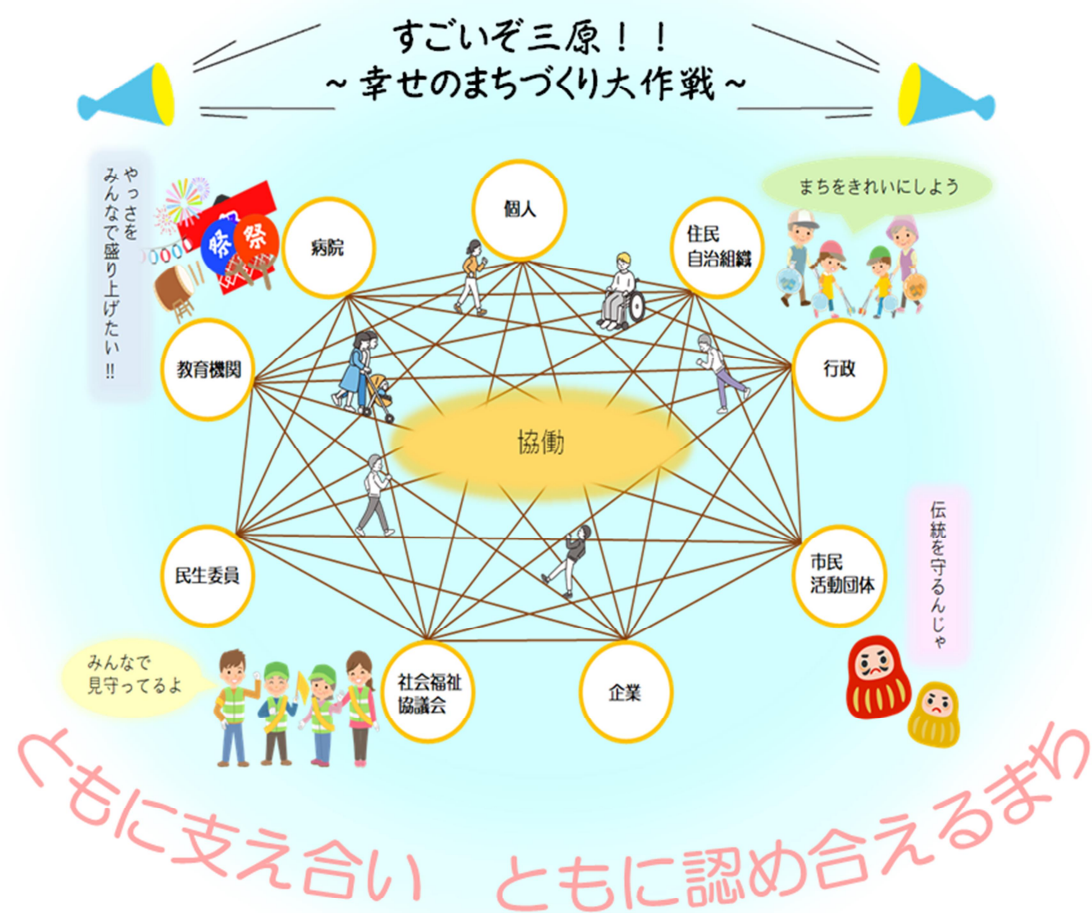


三原市市民協働のまちづくり指針



令和7(2025)年10月1日

三原市

はじめに

平成20年に三原市市民協働のまちづくり指針を策定し、16年が経過しました。この指針に基づき、平成21年から市民協働のまちづくり推進計画に沿って取組を進め、第2期市民協働のまちづくり推進計画の期間満了までの間、市民活動団体の育成や住民自治組織の支援など様々な取組を行い、市民協働のまちづくりを進めてきました。

その一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、地域におけるつながりの希薄化、市民活動の停滞など新たな問題に直面しています。また、担い手の減少、活動の負担軽減などに対応するため、これまで以上に市民協働のまちづくりに対する意識を高め、地域コミュニティの再構築、市民協働によるまちの活性化が必要となっています。

このような中、令和7年3月に策定した三原市長期総合計画において、市民協働のまちづくりの推進は、「基本目標1」とともに支え合い、ともに認め合えるまち」の施策として掲げています。この基本目標を具体化し、推進するため、市民協働のまちづくり指針を改定しました。

改定にあたり、策定時から大きく変化した社会情勢や新たな課題に対応するため、市民協働の推進に関する現状を再認識し、個別の課題設定のもと、取組の方針を定めました。今後は、市民協働のまちづくりの担い手である、市民、団体、事業者、行政、三原市に関わる全ての方と連携し、本指針の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

最後に、本指針の改定にご尽力いただきました三原市市民協働推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも市民協働のまちづくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7(2025)年10月

三原市長 岡田吉弘

目次

第1章 市民協働のまちづくり指針の概要	1
1 市民協働とは	1
2 改定の背景	2
3 改定の目的	2
第2章 社会情勢と課題	3
1 社会情勢	3
2 課題	3
第3章 市民と行政の役割分担	7
1 協働の担い手の役割	7
2 市民協働に必要な考え方	9
3 協働による公共サービス、地域活動の拡充	13
4 補完性の原則の認識	14
5 期待する効果	14
第4章 指針の推進について	16
1 課題から導き出した指針の推進	16
2 指針の実現に向けて	19
資料	20
資料1 市民協働のまちづくりに関するアンケート結果概要	21
資料2 用語解説	26
資料3 市民協働推進委員会委員名簿	28
「三原市市民協働のまちづくり指針」改定経過	29

第1章 市民協働のまちづくり指針の概要

1 市民協働※とは

本指針において、市民協働とは、「市民(個人)、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体※が、共通する地域課題や公共的課題の解決、又は地域の魅力の創造のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むこと」と定義し、これら多様な主体を「協働の担い手」と呼ぶこととします。

また、多様な主体の協働(「市民相互の協働」あるいは「市民と行政の協働」)によるまちづくり活動の体系を、スローガンとしての意味も込めて「市民協働のまちづくり」と呼んでいます。

協働することとは、一人または単独の組織では困難なことを、他との協力により可能にすること、また、より良い状態にすることです。

みんなで力を合わせることの重要性が再認識されています。

市民協働が必要とされる背景に、人口減少、少子高齢化により地域の担い手が減少していることがあげられます。ライフスタイルや市民ニーズの多様化などから地域活動や市民活動に多くの人の参加が見込めない昨今において、助け合うこと、補い合うことは、活動を存続させるためにとても重要なことになっています。

また、地域での関わりが薄れ、地域コミュニティに自然に参加する流れがなくなりつつあります。きっかけや必要性があれば参加するという人もいることから、活動を始めるためのきっかけづくり、参加を促すための声かけが重要なポイントになっています。

これからの時代に合った地域づくりには、今まで以上の工夫が必要です。それぞれのニーズに合った無理のない活動につながるよう、この指針に示す取組の方針により進めていきます。

市民協働の意義を理解し、活動する人、協働する人を増やし、地域課題の解決や地域の魅力創造につなげていきましょう。

2 改定の背景

市民協働のまちづくり指針を平成 20 年に策定して、16 年が経過しました。

しかし、令和 6(2024)年 9 月に実施したアンケート調査の結果では、協働のまちづくりの理念は十分に浸透しているとは言えず、さらなる協働の意識醸成が必要です。

また、令和 6(2024)年 6 月に策定した長期総合計画基本構想※の中で、市民の想いや将来予想、市民が思い描く理想のまち、重要課題を総合し、次のようにめざすべきまちの姿を掲げています。

「ともに支え合い、ともに認め合えるまち」

「三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち」

「社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち」

「多彩な産業が活力を生むまち」

「『三原らしさ』を存分に活かし、人々が交流するまち」

この、めざすべきまちの姿の実現に向けて、キャッチフレーズとして『すごいぞ三原!!～幸せのまちづくり大作戦～』を設定しました。

この実現に向けた取組と連携し、市民※と行政※が、信頼関係に基づき、それぞれの個性や特長を活かしながら、「地域力」で地域の課題を解決し、魅力の再発見や新たな活力の創造につなげるため、「市民協働のまちづくり」の促進を図る必要があります。

3 改定の目的

指針は、次の項目を目的として改定します。

(1)市民協働のまちづくりの必要性を明らかにすること

(2)市民協働の基本的な考え方を明らかにすること

(3)協働の担い手に期待される役割を明らかにすること

(4)市民協働の推進に関する現状と課題を再確認し、取組の方針を再検討すること

第2章 社会情勢と課題

1 社会情勢

協働のまちづくり指針を策定した平成20年以降、様々な形で市民参加が見られるようになりました。

平成17年の市町村合併以降、人口減少、少子高齢化が進み、住民自治組織活動や市民活動※が難しくなってきた団体があります。新型コロナウイルス感染拡大による活動自粛期間を経て、一部で活動の再開が見られますが、休止を続けている事例も見られます。

地域ビジョン※を策定し、将来を見据えた地域経営を行っている住民自治組織がある一方で、担い手不足等から活動が難しくなっている組織があります。

2 課題

(1)市民ニーズの多様化

少子高齢化、情報化、国際化、社会経済の成熟化等により、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、行政が多様化する市民ニーズのすべてに対応することは能力的にも財政的にも困難となってきました。

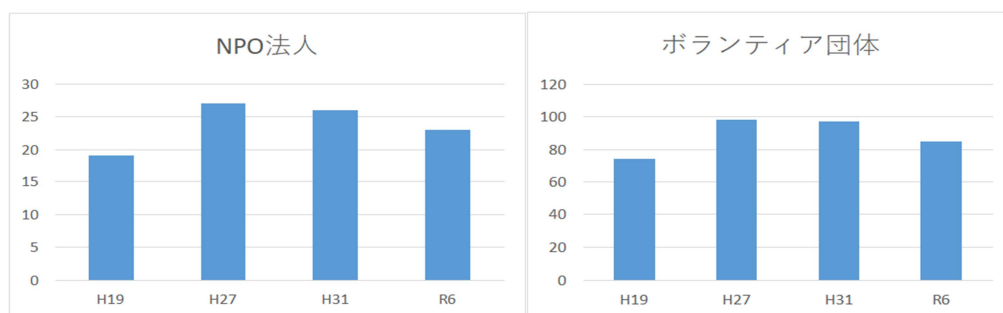
このような多様な市民ニーズに対応していくためには、一人ひとりの市民が潜在的に持つ活力を大いに発揮し、まちづくりに活かすことのできる仕組みが必要となっています。

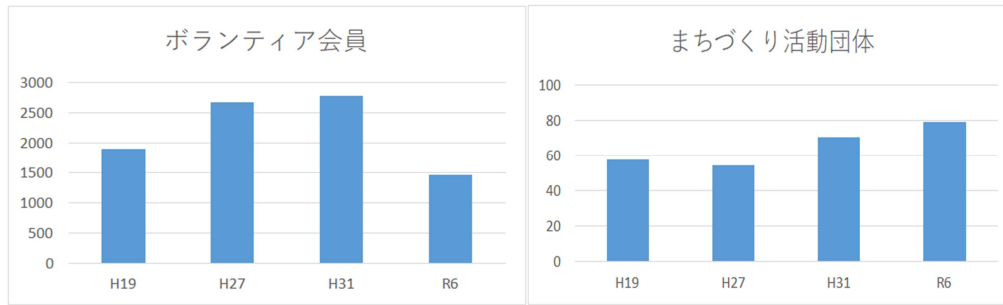
(2)市民の活動への参加

まちづくり活動団体は増加しているものの、ボランティアやNPOなどの活動は、一定程度の増加の後、減少に転じています。

自主防災活動や子どもの見守り活動など、住民自治組織を中心に、地域を挙げて地域課題への自主的な取組を始めた地域も出てきていますが、全体的な活動は減少傾向にあります。

(参考)団体数の推移

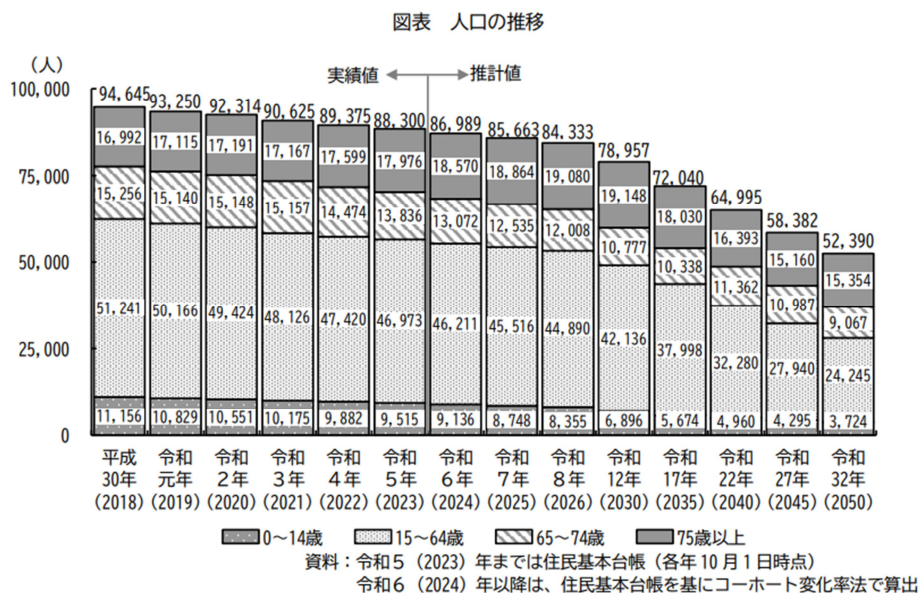




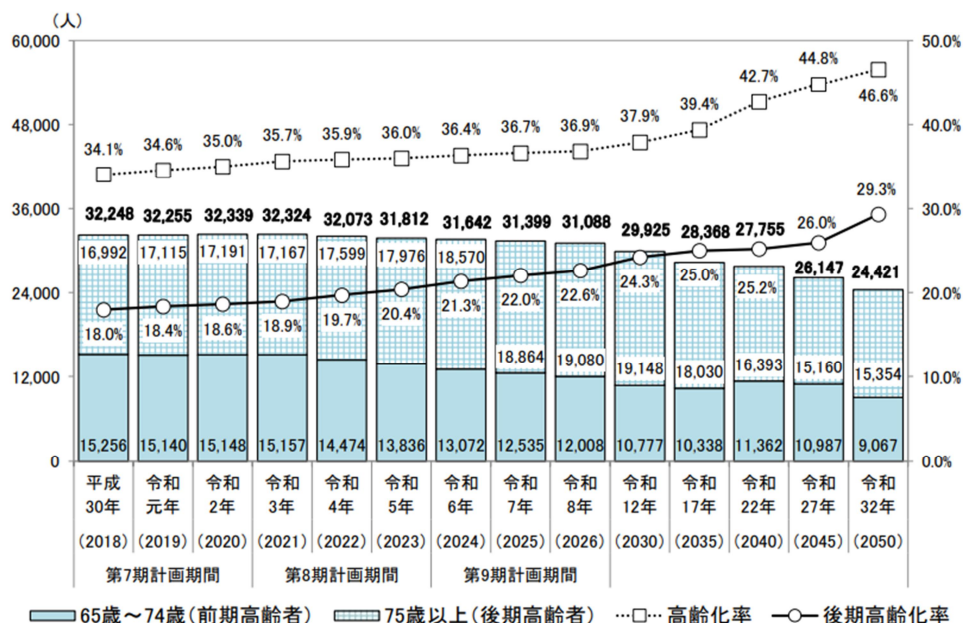
下記の「三原市における少子高齢化」によると、今後、三原市において、人口減少、少子高齢化が進み、平成 30(2018)年から令和 32(2050)年までの 32 年間で、15～64 歳までの生産年齢人口は、52.7%(26,996 人)の減少となり、65 歳以上の高齢者人口は、24.3%(7,827 人)の減少が見込まれます。また、高齢化率は 12.5 ポイント上昇すると見込まれます。

人口減少、少子高齢化により、今後もまちづくり活動を行う人は減少することが予測されます。

(参考)三原市における少子高齢化



(出典:令和6(2024)年 3 月策定 第4期三原市地域福祉計画)



(出典:令和6(2024)年策定 第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

(3) 地方分権の進展への対応

地方分権の進展により市町村の権限も拡大して、自治体は、自己決定・自己責任の原則に基づき、地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを求められています。このため、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせなくなってきました。地域住民のウェルビーイング※向上のためにも、自分たちの力で住みよいまちにしていける必要があります。

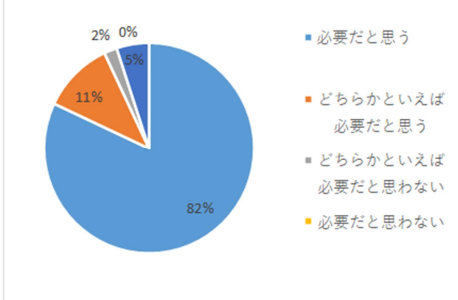
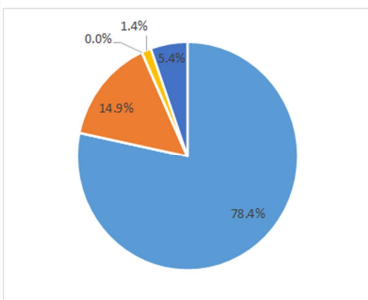
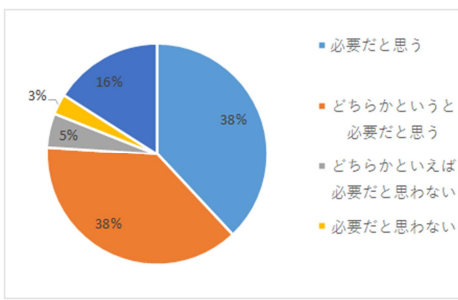
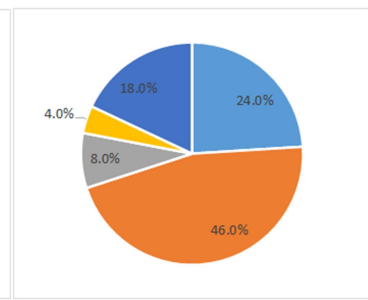
また、分権型社会の構築のためには、地域における住民自治の拡充が必要なため、「地域の課題は地域自ら解決する」を基本に、地域住民の自主的・主体的なまちづくり活動が求められています。

(4) 適切な行財政運営の必要性

わが国の経済は低成長の時代に入り、地方自治体には抜本的な行財政改革が求められています。改革を実現するためには、行政から市民に対して一方的にサービスを提供するというまちづくりの進め方を改め、行政と市民がそれぞれ責任感を持って適切な役割分担をする地域行政への転換をめざすことが必要となっています。

(5) アンケート結果から見た、協働のニーズの高まり

市民活動団体、住民自治組織を対象にアンケート調査を行った結果、市民協働が必要だと思う人の割合が、前回調査より上昇していることが分かりました。

	今回	前回(平成 26 年)	比較
市民活動団体	 ■ 必要だと思う ■ どちらかといえば必要だと思う ■ どちらかといえば必要だと思わない ■ 必要だと思わない		必要だと思 うと回答した 人の割合が 3.6 ポイント 上昇してい る。
住民自治組織	 ■ 必要だと思う ■ どちらかという と必要だと思 う ■ どちらかとい えば必要だと思 わない ■ 必要だと思わ ない		必要だと思 うと回答した 人の割合が 14 ポイント 上昇してい る。

第3章 市民と行政の役割分担

1 協働の担い手の役割

「地域力」を活かした、市民協働のまちづくりを進めるためには、様々な協働の担い手がそれぞれの特性を発揮していくことが必要です。活発な協働を進めるために、各担い手に求める役割を次のとおりとします。

担い手	求められる役割
市民(個人)	<情報の収集> 新聞・広報紙・市のホームページ・SNS や様々な学習機会を通じて、まちの情報を収集すること <地域活動への参加> 地域への関心を持ち、自分の住む地域の活動(町内会活動等)に積極的に参加すること <市民活動・社会貢献活動への参加> 自分の持つ知識や技術を市民活動やボランティアなど社会貢献活動に活用すること
市民活動団体	<専門的知識や情報の活用> 社会の変化による新たな課題に対して、独創性、先駆性、専門性、柔軟性、機動性を持って対応できるという優れた特徴、専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用すること <活動の場の提供> 自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供すること <活動の強化拡大> いろいろな催しへ参加し、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大すること <公共サービスの提供> 多様化する市民ニーズに応じて、幅広い公共サービスの提供に資すること
住民自治組織	<地域の中の組織づくり> 市民の一番身近な生活の場として、住民自治組織は、防災、防犯、福祉、環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担うため、地域の中の組織づくりを推進すること <住民同士の交流>

	住民が参加できる催しを開催し、住民同士の交流機会を提供すること <地域の課題解決> 地域の課題を自ら探し、自ら考え、行動して解決する取組を推進すること
各種団体	<まちづくりへの参加> 団体の動員力などを活かして、積極的にまちづくりに参加すること <市民活動・地域活動への支援> 市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること
企業(事業所)	<まちづくりへの参加> 地域の一員として、積極的にまちづくりに参加すること <社会貢献活動のための環境づくり> ボランティア休暇の整備など、企業として社会貢献活動しやすい環境を整備すること <市民活動・地域活動への支援> 市民活動団体の活動や住民自治組織の地域活動に対して、資金的支援や人的支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること
行政	<情報の提供・共有> 市民活動やまちの動きを的確に把握し、市の事業計画や進捗状況などとともに情報提供し、市民と情報を共有すること <対話の拡充> 市民と行政の相互理解による信頼関係を築くため、「双方向のコミュニケーション＝対話」を拡充すること <情報の収集> 他市町村の事例など、先進的な取組について情報収集を行い、有効な取組については可能な限り取り入れるよう努めること <環境の整備> まちづくり活動に対する支援体制や三原市ボランティア・市民活動サポートセンターなど中間支援機能の整備、窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築など、協働の環境を整備すること <参加機会の提供> 計画策定や委員会等に市民が積極的に関わられるような体制を整備すること <協働の啓発> 協働に対する理解と実践意識を浸透させていくために、あらゆる機会を

	通じて、協働事例のPRや啓発をすること <人材の育成> 各種講座や講演会などの学習の場を企画して、市民に知識を習得してもらう機会を提供するとともに、協働の担い手を発掘し、育成すること <推進体制の整備> 市民協働を進めるための全庁的な体制を整備すること
--	---

2 市民協働に必要な考え方

市民協働のまちづくりを進めるためには、市民協働の基本的な考え方について、協働の担い手の間で、共通認識を持つことが必要です。

(1) 市民協働の基本原則

市民協働を進めるにあたっては、次の8つの原則を尊重します。

ア 対話の原則

対話は協働を進める上での基本であり、相互理解に基づく信頼関係を築き、協働の目的を共有するためにも不可欠です。

イ 対等の原則

規模や資源の対等ということではなく、双方が同じ課題解決・魅力創造の当事者であり、対等な関係であることを常に意識することが重要です。

ウ 自主・自立の原則

協働の担い手はそれぞれ自立した存在として、役割分担や責任の所在を明確にするとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めていきます。

エ 相互理解の原則

お互いの違いを認め、長所・短所を理解した上で、知恵と力を結集し、相乗効果の創出に努めます。

オ 目的・プロセス共有の原則

お互いに何のために協働するのかという「目的」を共有するとともに、企画、実施、評価の各段階において対等に協議する機会を設けるなど、協働事業のプロセスを共有します。

カ 相互変容の原則

協働を通じて、「共に学び」、「共に育ち」、「共に変わる」という姿勢や意識で行動します。

キ 公開の原則

協働事業を進めるときは、その取組が、だれでも分かるような透明性を持つ必要が

あるため、積極的な情報公開を行います。

ク 評価の原則

協働事業の成果や効果について、協働の担い手において振り返りを行うとともに、事業の経過や結果について関係者からフィードバックを受け、よりよい協働となる仕組みをつくります。

(2) 市民と行政の協働の領域・形態・分野

ア 協働の領域

市民と行政の関わり方は、下の図のように、行政が主体として責任を持つて行う領域から、市民が主体的かつ自律的に活動する領域まで、5つの領域が考えられます。このうち、市民と行政が協働を進める領域は、領域Ⅱ～Ⅳの3つを基本とします。

この領域は、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくことが大切です。

また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実験、検証を経ながら、協働にふさわしい分野を考えていく必要があります。

市民と行政の協働の領域と協働の形態の対応関係

行政の領域	市民と行政の協働の領域			市民の領域
I 行政が責任を持って主体的に行う	Ⅱ 行政主導	Ⅲ 双方同等	Ⅳ 市民主導	V 市民が主体的かつ自立的に行う

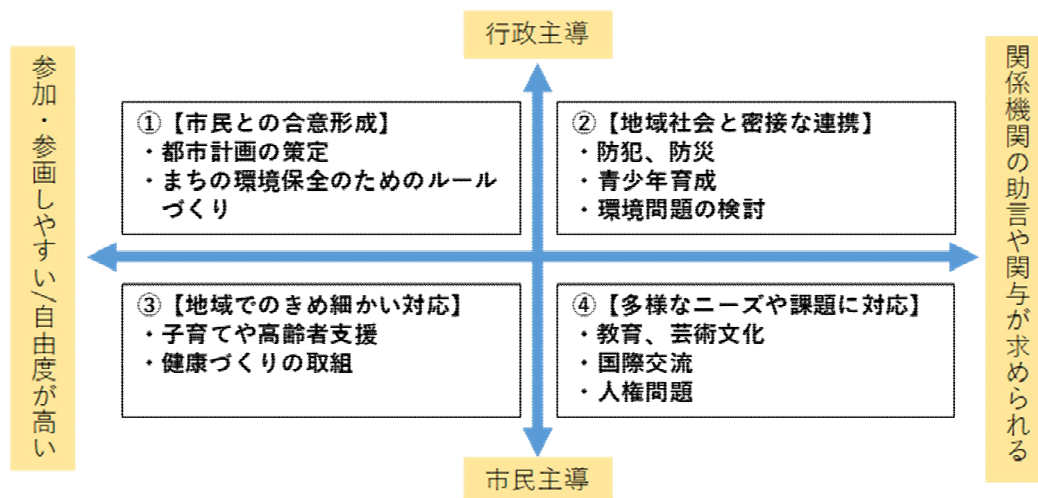
イ 協働の形態

市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択することが必要です。

協働の形態	概 要
① 情報提供 ・情報交換	住民ニーズや行政サービス、協働事業に関する意見を聞くことや、お互いの持つ情報を日常的に交換すること
② 政策提言 ・企画立案への 参画	事業検討に当たって、協働の担い手から意見や提言を受ける形態のこと
③ 共催	協働の担い手と行政が、共に主催者となって事業を行うこと
④ 実行委員会等	協働の担い手と行政などで実行委員会や協議会などを設立し、事業を行うこと
⑤ 事業協力	協働の担い手と行政の間で、それぞれの特性を活かすような役割分担をして、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行うこと
⑥ 事業委託	行政が実施する事業のうち、専門性、先駆性、柔軟性など協働の担い手の特性や能力を活かすことで、事業の有効性、効率性が向上すると認められる事業について、その全部又は一部を委ねること
⑦ 補助・助成	協働の担い手が主体となって行う事業に、行政が政策目的達成の観点から資金的支援を行うこと
⑧ 後援	協働の担い手が行う事業に対して、行政が名義後援など資金以外の支援を行うこと

ウ 協働の分野

市民と行政の協働は、様々な分野で行われます。



協働の例	
①	行政の担当課が、地域住民や有識者を招いてワークショップを実施
②	行政が実施する市民防災訓練で、住民自治組織と防災関係の市民活動団体が一緒に活動
③	見守り活動を地域主体で実施し、行政や関係機関が会議に同席し、相談に対応
④	地域支援員※が中心となり、外国人労働者を受け入れている企業と地域の交流会を実施

(3) 協働事業をさらに進めるために

協働事業の進め方は、それぞれの事業内容により、柔軟な工夫が必要ですが、基本的には次のような段階と手順を設けて、市民協働のまちづくりを効果的、発展的に進めていきます。



3 協働による公共サービス、地域活動の拡充

市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業など地域に関わるすべての主体が担い手として、積極的に社会参画することで、公共サービスや地域活動のみでは対応が難しい課題に取り組むことができます。引き続き、協働による公共サービス、地域活動の拡充により、多様化・高度化した市民ニーズに応えていきます。

そのためには、それぞれの主体の役割分担を認識する必要があります。

領域別の事例



4 補完性の原則の認識

地域防災、地域福祉等の活動の中で、地域コミュニティが重要視されています。身の回りの問題は、まず個人や家族が解決にあたり(自助)、個人や家族で解決できない問題は地域の助け合いで解決し(共助)、それができない問題は行政が解決する(公助)という「補完性の原則」が認識されています。

それぞれ自分たちのできることは責任を持って行った上で、できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。

5 期待する効果

市民協働のまちづくりの推進により、次のような効果が期待されます。

(1)市民にとっての効果

<市民個人(地域社会)>

- ・ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
- ・市民活動や地域活動に参画する機会が増え、生きがいつくりや自己実現の機会の創出に結びついたり、コミュニティの再生にもつながります。
- ・市民と行政との距離が縮まり、自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しい社会の形成につながります。

<市民活動団体、住民自治組織等>

- ・市民活動団体、住民自治組織等が自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、市民活動、地域活動の活発化につながります。
- ・市民活動や地域活動への地域住民の理解を得やすくなり、社会的認知を高められます。
- ・「公平性・平等性」、「総合性」といった異なる発想・行動原理を持つ行政との協働を通じて、運営基盤の強化や政策提言能力の向上など組織のレベルアップを図ることも可能となります。

(2)行政にとっての効果

- ・企画段階から協働を行うことで、市民活動団体等の特性やノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスを提供することができます。
- ・「先駆性」「専門性」「柔軟性」「多様性」といった、行政とは異なる特性を持つ組織である市民活動団体等の考え方や活動に直接触れることで、職員の意識改革や資質向上につながります。
- ・協働を意識することにより、行政の事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり、業務の効率化など行政の体質改善にもつながります。

(3)市民・行政相互にとっての効果

- ・お互いが主体となって取り組むことで、一丸となって持続可能な地域社会の実現に
なげることができます。
- ・市民や行政のみでは取り組むことのできない課題に取り組むことができます。また、同
じ課題に取り組むことで、相互理解が進みます。
- ・困りごとを相談する場が広がることで、フォーマルサービスとインフォーマルサービス※
を組み合わせた解決方法を検討することができます。

第4章 指針の推進について

1 課題から導き出した指針の推進

市民活動団体・住民自治組織へのアンケート調査、ヒアリング等により、資料(P21)に示したような現状と課題が明らかとなりました。また、長期総合計画において、現状と課題から2つの基本方針を示しています。

本指針の推進を図るため、長期総合計画で定めた基本方針に基づいて、個別の課題設定のもと、それぞれの方針に沿った取組を進めます。

【基本方針1】

地域課題などの解決や活動の充実に向け、新たな活動に取り組む団体の支援や多様な主体との協働を進めます。

【基本方針2】

ボランティア・市民活動サポートセンターを中心に、市民協働のための人材の確保・育成と、市民活動団体や住民自治組織などの多様な主体が連携するためのネットワークの充実に取り組みます。

(出典:令和 7(2025)年 3 月策定 三原市長期総合計画)

【基本方針1に対応する推進の取組】

(1)情報共有による市民協働の推進

〈 課題 〉

ア 協働のニーズは高まっているものの、十分とは言えない状況であるため、協働の基盤づくりとなる情報共有を進める必要があります。

イ 市民相互、また市民と行政が情報を共有するため、行政からの分かりやすい情報提供を心がけるとともに、市民一人ひとりの情報活用力と情報発信力の向上への支援に取り組む必要があります。また、行政が情報収集に努める必要があります。

ウ 情報共有を図るためには、身近な地域社会において市民が相互に情報交換し、まちづくりに参画・交流できる機会の創出が必要です。

エ 情報を受け取る側の利便性を考慮した情報発信を行う必要があります。

〈 取組の方針 〉

ア 市民と行政が、お互いに情報を提供し、共有する機会を充実させます。

イ 市ホームページ、公式 LINE 等の SNS、広報紙など様々な媒体を通じて、まちづくりの情報が適切に公開される仕組みを整備します。

ウ 市民と行政の「対話」を進め、市政やまちづくりへの参画を促進します。

エ 市職員も積極的に情報収集及び発信を行います。

(2)活動促進のための支援

〈 課題 〉

- ア 活動のための資金確保の方法や、新しい活動を始めるときに活用できる補助金・助成金制度の周知が不十分です。
- イ 継続的な活動資金の確保だけでなく、拠点整備や大規模イベントの開催などにおいて、一時的に資金が必要となったときの対応方法を周知する必要があります。

〈 取組の方針 〉

- ア 民間事業者等を含めた支援制度を周知するとともに、クラウドファンディングの利用促進など、各団体における資金確保を支援します。
- イ 活動拠点を整備できない市民活動団体が、効率的に活動するため、まちづくり活動ルームの活用を促進します。

(3)市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

〈 課題 〉

- ア 市民協働の前提は、市民の積極的な市政への参画ですが、市の計画策定段階から市民の参画を求めるなど、まちづくりへの参加・参画を促進する取組が必要です。
- イ また、市民活動団体等が行うまちづくり活動に、多くの市民の参加・参画を促進する必要があります。

〈 取組の方針 〉

- ア 市民から広く意見を聴く場・機会として、市民の声や意見交換会など、市民が市政に参加・参画しやすい広報・広聴に努めます。
- イ 計画策定段階からの市民参画を推進するとともに、パブリックコメント(意見公募)制度の活用を継続します。
- ウ 協働の事例紹介などを行い、「市民協働」を分かりやすく、関心を持てるよう周知を図ります。
- エ 多くの市民が、市民活動団体等が行う多様なまちづくり活動へ参加、または活動を体験できる仕組みづくりに努めます。

(4)負担軽減につなげるデジタル化推進の支援

〈 課題 〉

- ア 電話連絡や対面などによる伝達が多く、また、行政への申請手続等における電子申請の活用が低調であることから、デジタル化の有効性を周知する必要があります。
- イ 情報連携や事務の負担軽減につなげるため、デジタル化推進を支援する必要があります。

〈 取組の方針 〉

- ア 団体内の連絡に使えるツールの紹介など、負担なく会員の利便性向上につながるデ

ジタル化を推進します。

イ 行政への届出、補助金等申請など、電子申請化を進めます。

ウ スマホ教室との連携や、デジタル技術について相談できる場の設置など、デジタル活用による活動の支援策を充実します。

【基本方針2に対応する推進の取組】

(1)各団体のマッチング機能の充実

〈 課題 〉

ア 人口減少、少子高齢化等により、住民自治組織の加入者が減少し、担い手が不足しています。

イ 協働に関する意識として、市民活動団体と住民自治組織で差があるものの、協働を推進する必要性を感じている割合は高まっていますが、団体のマッチング等、協働を促進する取組が不十分です。

〈 取組の方針 〉

ア 協働したい分野に合った団体を紹介するマッチング機能の強化を図ります。

イ 協働事業の成果や効果について、振り返りを行うとともに、事業の経過や結果について市民からフィードバックを受け、よりよい協働となる仕組みづくりに努めます。

(2)市民活動、地域活動がしやすい環境づくり

〈 課題 〉

ア 各地域の実情に合った活動ができるよう、地域経営※の視点に立って地域課題に取り組める組織となるための支援が必要です。

イ 充実した市民活動や地域活動を推進するため、市民活動団体や住民自治組織の活動を支援し、育成していくことが必要です。そのため、活動を支えるための支援制度、活動拠点づくりなど、活動を促進する環境づくりが必要です。

ウ 市民活動全般を支援する機能を備えた三原市ボランティア・市民活動サポートセンターについては、今後も機能の充実が必要です。

〈 取組の方針 〉

ア 三原市地域経営方針※に基づき、地域住民が主体となって、地域課題を地域の関係者と一緒に考え、解決できる組織づくり、体制づくりを支援します。

イ 市民活動や地域活動に関する相談窓口の充実に努めるとともに、市民活動団体、住民自治組織や各種団体、企業、行政などを結ぶネットワークづくりを推進します。

ウ 市民活動団体や住民自治組織を育成し、自主的な活動を促進するための支援策を充実します。

エ 三原市ボランティア・市民活動サポートセンターの機能の充実をはじめ、地域における活動支援機能を充実します。

(3)関係人口としての活動や団体に所属しない活動など、多様な活動の推進

〈 課題 〉

ア 市民活動団体や住民自治組織において、担い手や会員不足の課題を抱えています。

イ 人口減少、少子高齢化等により、活動する人が減少しています。また、ライフスタイルの多様化により、住民自治組織や市民活動団体においても会員としての活動だけでなく、様々な形で関わる仕組みづくりが必要となっています。

〈 取組の方針 〉

ア 個人ボランティアの登録促進など、様々な団体に関わりやすい仕組みづくりを行います。また、団体と個人ボランティアのマッチング機能を充実します。

イ SNS を活用した情報発信による参加者募集など、ゆるやかに団体とつながる関係人口づくりを促進します。

2 指針の実現に向けて

本指針を着実に実行していくためには、次のことに留意しながら、今後、より具体的な取組を行っていきます。

(1)アクションプラン

本指針による取組を具体化するため、アクションプランを作成し、進捗管理を行います。

(2)市民協働推進委員会での審議

本指針に基づく具体的な施策や取組について検討・評価等を行うため、引き続き市民代表による委員会での審議を行います。

資 料

【資料1】 市民協働のまちづくりに関するアンケート結果概要

市民活動団体・住民自治組織へのアンケート調査、ヒアリング等の結果

担い手

現 状 と 課 題

市民活動団体

〈 アンケート調査について 〉

1 調査対象

(1) 三原市内の市民活動団体 118 団体

(2) ホームページ上から回答いただく市民活動団体 ※有効回答なし

2 調査期間

令和6年9月1日～9月 30 日

3 回収結果

配布数	回答数	回収率
118	61	51.7%

4 調査項目

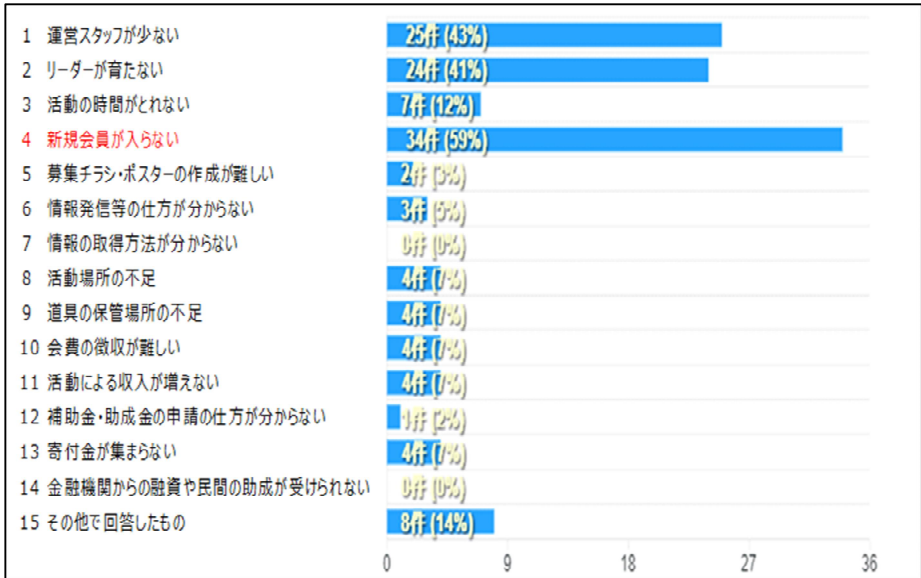
(1) 団体の概要について(代表者の年齢、会員数、活動開始時期等)

(2) 活動の現状と課題について(活動の課題、必要な支援等)

(3) 他団体との協力体制について(他の団体との活動経験、今後の協働への思い等)

〈 アンケート調査結果より 〉

【団体の抱える課題】



課題	件数	割合
1 運営スタッフが少ない	25	43%
2 リーダーが育たない	24	41%
3 活動の時間がとれない	7	12%
4 新規会員が入らない	34	59%
5 募集チラシ・ポスターの作成が難しい	2	3%
6 情報発信等の仕方が分からない	3	5%
7 情報の取得方法が分からない	0	0%
8 活動場所の不足	4	7%
9 道具の保管場所の不足	4	7%
10 会費の徴収が難しい	4	7%
11 活動による収入が増えない	4	7%
12 補助金・助成金の申請の仕方が分からない	1	2%
13 寄付金が集まらない	4	7%
14 金融機関からの融資や民間の助成が受けられない	0	0%
15 その他で回答したもの	8	14%

	【活動を継続するために必要な支援について】 <table><tr><td>1 活動に参加するきっかけづくり</td><td>33件 (54%)</td></tr><tr><td>2 情報発信のサポート</td><td>18件 (30%)</td></tr><tr><td>3 人材育成</td><td>28件 (45%)</td></tr><tr><td>4 コーディネート機能</td><td>8件 (13%)</td></tr><tr><td>5 相談できる環境の整備</td><td>6件 (10%)</td></tr><tr><td>6 補助金や助成金制度</td><td>29件 (48%)</td></tr><tr><td>7 資金調達に関する情報提供</td><td>4件 (7%)</td></tr><tr><td>8 特になし</td><td>2件 (3%)</td></tr><tr><td>9 その他</td><td>4件 (7%)</td></tr></table> ○ 市民協働についての理解度が高く、また、実際に他団体と協働したことがあると回答した割合も 78%と高かった。 ○ 今後一緒に活動したい団体について最も多い回答は、同じ分野の市民活動団体となっており、同じような団体と協働したいという結果になった。一方で、町内会等の地域団体と協働したいと回答した市民活動団体が 45%あった。 ○ 市民活動団体の活動分野は、地域福祉及び子どもに関する活動が最も多く、次いで地域振興や環境保全に関する活動が多い。 ○ 課題としては、前回調査では人材の不足と活動資金の不足が同じ割合だったことに対して、今回は人材の課題が多く挙げられた。 ○ 活動を継続するために必要な支援については、活動に参加するきっかけづくりが最も多く、2番目に多い回答は補助金や助成金制度となっており、課題として活動資金に関する回答は少なかったものの、資金確保に関する課題感があると思われる。また、人材育成と情報発信のサポートと回答した団体も多く、活動全般の支援が必要であると考えられる。 ○ 活動場所としては、サン・シープラザ、公民館・コミュニティセンター等の公共施設を回答する割合が多かったが、個人宅等での活動も見られた。	1 活動に参加するきっかけづくり	33件 (54%)	2 情報発信のサポート	18件 (30%)	3 人材育成	28件 (45%)	4 コーディネート機能	8件 (13%)	5 相談できる環境の整備	6件 (10%)	6 補助金や助成金制度	29件 (48%)	7 資金調達に関する情報提供	4件 (7%)	8 特になし	2件 (3%)	9 その他	4件 (7%)
1 活動に参加するきっかけづくり	33件 (54%)																		
2 情報発信のサポート	18件 (30%)																		
3 人材育成	28件 (45%)																		
4 コーディネート機能	8件 (13%)																		
5 相談できる環境の整備	6件 (10%)																		
6 補助金や助成金制度	29件 (48%)																		
7 資金調達に関する情報提供	4件 (7%)																		
8 特になし	2件 (3%)																		
9 その他	4件 (7%)																		
住民自治組織	〈 アンケート調査について 〉 1 調査対象 三原市全域の町内会・自治会代表者 523 組織(三原:202 本郷:106 久井:148 大和:67) 2 調査期間 令和6年9月1日～9月 30 日 3 回収結果																		

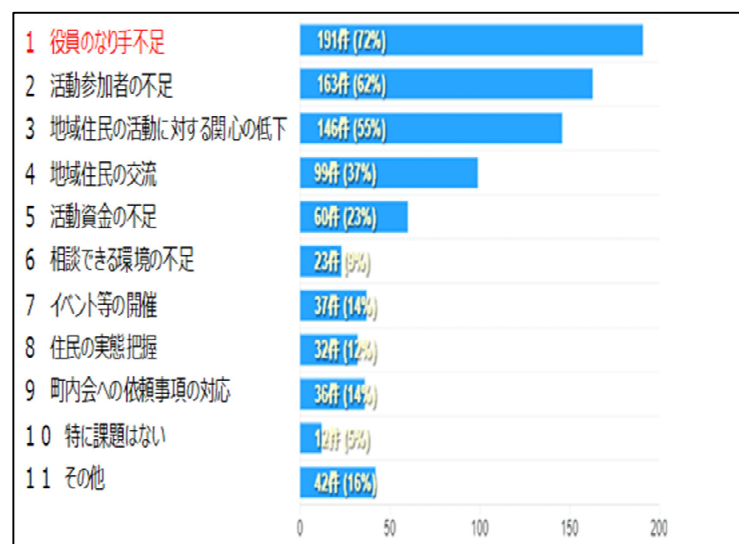
配布数	回答数	回収率
523	265	50.6%

4 調査項目

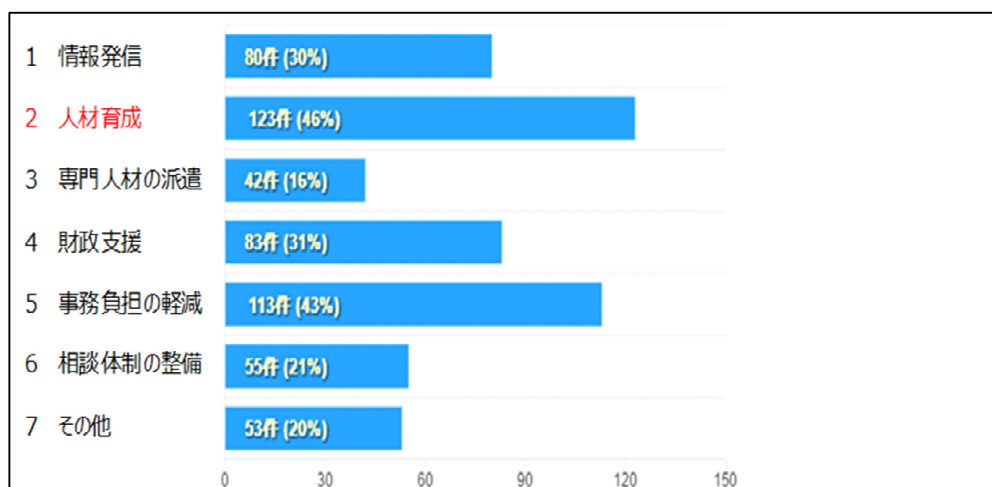
- (1) 町内会・自治会の組織について(代表者の属性、世帯数等)
- (2) 町内会・自治会の加入状況について(加入状況の推移、加入促進及び会員維持の取組)
- (3) 町内会・自治会の活動状況及び課題について(活動内容、課題、必要な支援等)
- (4) 近隣町内会や他団体との協力体制について(協働内容、協働への期待、協働の必要性等)

〈 アンケート調査結果より 〉

【団体の抱える課題】



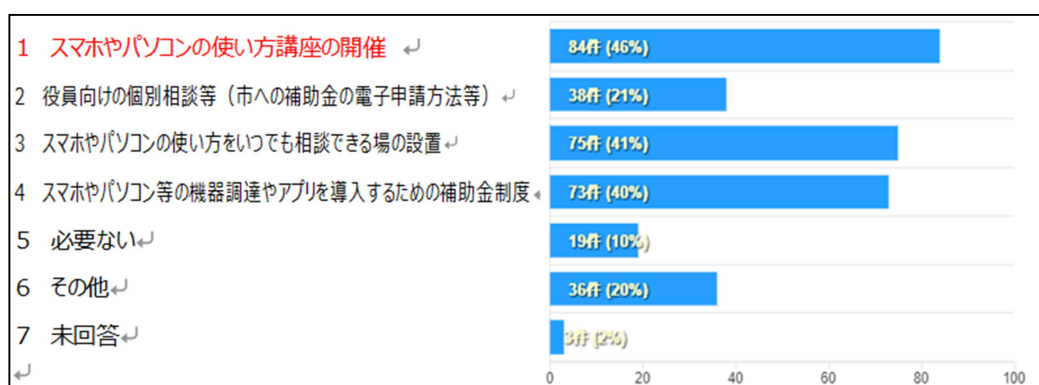
【活動を継続するために必要な支援について】



【デジタル化について】

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	合計	割合
思う	6件	8件	7件	42件	38件	4件	105件	39%
思わない	2件	4件	9件	32件	34件	3件	84件	32%
分からない	1件	0件	7件	25件	38件	5件	76件	29%

【デジタル化を推進するために必要な支援について】



- 市民協働について一定の理解はあるものの、実際に他団体と協働したことがあると回答した割合は連合組織の活動を除くと20%にとどまり、また、今後協働したいかについても、協働したいと回答した割合が半数以下となっていた。
- 今後一緒に活動したい団体について最も多い回答は、近隣町内会となっており、同じような団体と協働したいという結果になった。また、市民活動団体と協働したいと回答した割合は29%にとどまった。

	○ 協働したい分野については、環境、福祉を回答した組織が 50%以上だった。(複数回答可のため)また、次いで健康づくりが多かった。 ○ 課題としては、前回調査と同様に役員のなり手不足が最も多かった。その他においても、参加者や活動の関心の低下等、活動する人に関する課題が多く挙げられた。 ○ 活動を継続するために必要な支援については、人材育成が最も多く、2番目に多い回答は事務負担の軽減であり、次いで財政支援、情報発信が多かった。役員の担い手不足から事務の負担感があり、情報発信することの負担があると思われる。 ○ 財政支援については、経常的な活動経費や一時的に必要な集会所等の整備費(修理費用等)があり、さらに分野ごとの多岐にわたる補助金制度等もあるため、求める支援については、組織ごとに異なる。 ○ デジタル化の推進については、必要と感じると回答した割合が、分からない、思わないと回答した割合よりわずかに多かった。また、デジタル化推進のための必要な支援では、スマホやパソコンの使い方講座を回答する割合が多く、また、次いで相談できる場の設置が多かったため、デジタル活用に対する苦手意識があると思われる。 〈 ヒアリング結果より 〉 アンケートの実施に先立って、住民自治組織代表者 10 名を対象にヒアリングを実施した。 協働については、全部または一部活動について、近隣町内会や他団体と一緒に取り組む意識がある団体が半数であった。内容として、連合町内会の活動のほかは、見守り等福祉の連携が見られた。住民自治組織のあり方として、負担軽減を求めるものの、近隣とのつながりを大切にしており、福祉や防災で住民自治組織の活性化を必要性を感じていた。
--	--

【資料2】用語解説

頁	用語	解説・意味
1	市民協働	「協働」という言葉の語源は、1977年、アメリカのインディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現するために造語した“coproduction”(co「共に」、production「つくる」)が語源であると言われているが、日本の辞書では、「同じ目的のために協力して働くこと」(大辞林)とあり、地方自治や行政の用語としては、「住民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われている。 自治体によっては「市民と行政の協働」と定義しているが、本市においては、市民と行政との協働に、さらに市民相互の協働も含めて、「市民協働」と表現する。
1	多様な主体	多様な主体として列挙した各主体の意義は、次のとおり。 市民活動団体：NPO、ボランティア団体など市民活動を行っている団体を総称。 住民自治組織：町内会・自治会など一定地域の住民によって組織される自治組織。 各種団体：商工会議所、商工会、青年会議所等の経済団体や女性会、老人クラブ、PTA、社会福祉協議会等の団体。 企業：三原市に事務所を有する営利を目的とする主体。 また、三原市には、その他にも市民協働に関わる多様な主体がある。 (例) ・幼稚園、小・中・高校(園児、児童、生徒等が、地域のイベントやボランティア活動へ積極的に参加している地域がある。) ・県立広島大学(教職員等による専門的知識や情報、ノウハウを活かしたまちづくりへの関与、学生による祭り等のイベントやボランティア活動への参加が行われている。)
2	長期総合計画基本構想	長期総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されており、「基本構想」は三原市のまちづくりの最高理念であり、市の将来像と基本目標を示すもの。 また、「基本計画」は、基本構想を実現するための施策と基本的方向と体系を示すもの。

		「基本構想」の”めざすべきまちの姿”の 1 番目に「ともに支え合い、ともに認め合えるまち」が掲げられ、「市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人が主体的に支え合い、それぞれに置かれた状況を理解し合いながら、ともに課題に向き合うまちをめざす」ことが明記されている。
2	市民、行政	この指針において「市民」とは、三原市に在住・在勤・在学するすべての個人、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、学校及びそれらに關係する各種団体といった多様な主体を表し、「行政」とは、三原市を表す。
3	市民活動	営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれがあるものは除く。
3	地域ビジョン	地域住民(住民自治組織)が関係団体等とともに、住民自らが地域づくり活動を実践していくために策定する、地域の将来に向けた実施計画。
5	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す。満足度、幸福度が高まることがウェルビーイングの向上につながる。
12	地域支援員	地域の実情に詳しく、集落点検の実施、集落のあり方に関する話し合いの促進等を行う人。市から依頼し、中山間地域を中心に配置。
15	フォーマルサービス、インフォーマルサービス	フォーマルサービス:医療、介護の公的サービス。 インフォーマルサービス:地域や NPO 法人等による見守り、配食、ゴミ出し支援など、支え合い、助け合いのサービスやサポート。
18	地域経営	地域住民、企業、関係機関などの多様な主体が参画し、持続可能なまちの実現に向けて、地域の活性化や地域全体の課題解決をめざすこと。
18	三原市地域経営方針	持続可能なまちの形成と新たな活力の創出を図ることを目的に、地域を経営する視点に立って、住民と行政が連携し、地域を運営していくため、平成 31 年3月に策定したもの。

【資料3】

三原市市民協働推進委員会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	手島 洋	県立広島大学 保健福祉学部
副 会 長	鎧本 智昭	三原市福祉のまちづくり推進協議会
委 員	岩元 孝夫	久井町自治区連合会
委 員	唐井 ゆかり	三原市ボランティア・市民活動サポートセンター
委 員	小池 雄大	一般社団法人三原青年会議所
委 員	高山 弘子	みはらウィメンズネットワーク
委 員	竹原 茂	三原市防災ネットワーク
委 員	田中 かよ子	公募委員
委 員	中尾 みゆき	三原市 PTA 連合会
委 員	中川 隆次	中之町連合自治会
委 員	新田 和美	大和町自治振興連合会
委 員	原田 真弓	公募委員
委 員	藤田 勝巳	本郷町町内会長連合会
委 員	松原 裕樹	特定非営利活動法人ひろしま NPO センター
委 員	森塚 佳世子	公募委員

「三原市市民協働のまちづくり指針」改定経過

年月日	主な事項	内容
令和 6 (2024)年 3 月 21 日	令和 5 年度第 2 回市民協働推進委員会開催	○市民協働のまちづくり指針を改定することについて
7月 23 日～ 8月2日	市民協働のまちづくり指針改定のための住民組織ヒアリング実施	○住民組織の規模や地域から、10 組織を抽出し、ヒアリングを実施
8月 23 日	令和 6 年度第 1 回市民協働推進委員会開催	○ヒアリング結果の報告 ○アンケート調査の実施について
9月1日～ 9月 30 日	指針改定のためのアンケート調査実施	
令和7 (2025)年 2月 12 日	令和 6 年度第 2 回市民協働推進委員会開催	○アンケート調査結果の報告 ○指針の改定について
4 月 21 日	令和 7 年度第1回市民協働推進本部調整会議開催	○アンケート結果報告 ○指針改定の内容及びスケジュールについて
5 月 7 日	令和 7 年度第1回市民協働推進本部会議開催	○アンケート結果報告 ○指針改定の内容及びスケジュールについて
5 月 22 日	令和7年度第 1 回市民協働推進委員会開催	○指針の改定案について
9月 2 日	令和7年度第2回市民協働推進委員会開催	○改定指針の最終案について
10月	市民協働のまちづくり指針 改定	

ともに支え合い ともに認め合えるまち

三原市市民協働のまちづくり指針

三原市

(三原市経営企画部地域企画課)

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6184

FAX 0848-64-7101

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>

発行:令和7(2025)年10月